

【一般貨物自動車運送事業者関係】

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20260204	株式会社ムーンテック (法人番号 1240001015914)代表者 植田浩志	広島県広島市西区草津港 1丁目4-30	本社営業所	広島県広島市西区草津港 1丁目4-17	輸送施設の使用停止 (110日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第1項第1号、同 条同項第2号及び同条 第4項	令和6年6月3日及び同年7月29日に、死亡事故を惹起したことを端緒として監査を実施。12件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の5)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(7)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(9)運転者に対する指導監督の記録義務違反(安全規則第10条第1項)、(10)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(11)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(12)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	11	11
20260206	田川運送株式会社(法人番号9280001002430) 代表者田川陽一	島根県安来市荒島町 2443-1	荒島営業所	島根県安来市荒島町 1774-1,1774-5	文書警告	貨物自動車運送事業法 第15条第4項	令和8年1月29日に、情報提供を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

20260212	拓豊運送株式会社(法人番号5120001122207)代表者下水流孝次	大阪府大阪市大正区三軒家東1丁目14番21号	岡山営業所	岡山県津山市院庄字毘沙門994番地5	輸送施設の使用停止(160日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第9条第1項、同条第3項、同法第17条第1項第1号、同法第17条第1項第2号及び同法第17条第4項	令和6年8月9日、同年9月20日及び同年10月18日に、情報提供を端緒として監査を実施。16件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(車庫)(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第5号)、(2)事業計画の変更届出違反(事業用自動車の数)(施行規則第6条第1項第1号)、(3)事業計画の変更届出違反(営業所の位置)(施行規則第7条第1項第3号)、(4)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(5)勤務時間等基準告示のなお書き遵守違反(安全規則第3条第4項)、(6)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(7)事業用自動車の定期点検整備義務違反(安全規則第3条の3)、(8)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(9)業務の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(10)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(11)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(12)運転者等台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(13)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(14)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)、(15)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(16)運行管理者の講習(一般講習)受講義務違反(安全規則第23条第1項)	16	16
20260225	株式会社山本水産輸送(法人番号6260002011955)代表者山本真一	岡山県岡山市中区倉田371-1	広島営業所	広島県三原市長谷5丁目255番1	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第4項	令和8年1月7日及び同年2月12日に、重傷事故を惹起したことを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(2)業務の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(3)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)	0	0
20260226	広島急送株式会社(法人番号1240001009255)代表者實光広宣	広島県広島市安佐北区口田町873-8	本社	広島県広島市安佐北区口田町873-8	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第4項	令和8年1月20日に、情報提供を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。運転者に対する指導監督義務違反(最高速度違反行為に係るもの)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

【貨物軽自動車運送事業者関係】

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20260204	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	鏡野郵便局	岡山県苫田郡鏡野町寺元94-1	輸送施設の使用停止(24日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月30日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20260204	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	野馳郵便局	岡山県新見市哲西町八鳥969	輸送施設の使用停止(25日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月25日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条5項)		
20260204	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	佐伯郵便局	岡山県和気郡和気町佐伯169-4	輸送施設の使用停止(21日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月22日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20260204	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	瀬戸田郵便局	広島県尾道市瀬戸田町瀬戸田401-1	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月23日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20260204	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	上下郵便局	広島県府中市上下町上下1867-1	輸送施設の使用停止(23日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月22日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		

安全規則：貨物自動車運送事業輸送安全規則